

**「ありがとう運動」講演会開催
保護者参加者募集
市内教職員全体研修会と共催！**

大田原市教育委員会では、平成24年度「ありがとう運動」を市内各小中学校で実施しています。

そこで、市内教職員全体研修会において、国際医療福祉大学大学院教授で日本ありがとう運動促進協議会代表の勝俣暎史先生を講師に招き、「魔法のことは『ありがとう』で幸福度日本一の大田原を」と題して、講演会を実施します。

「ありがとう」の一言で、心の病が治る。家族・職場の人間関係が変わる。子どもたちの自己重要感を高める。そういった療育現場や社会生活の中での実践を通して、わかりやすく、次の日から実行できるお話が満載です。

保護者の皆さまも学校の先生方と一緒に子どもたちの未来のために、「ありがとう」の言葉について一緒に考えてみてください。

●日時 5月7日(月)

午後1時30分～3時20分

(受付 午後1時10分～)

●会場 湯津上地区公民館

●内容

①市長講話「大田原の市政」

②教育長あいさつ

③講演「魔法のことは『ありがとう』で幸福度日本一の大田原を」

講師 国際医療福祉大学大学院教授

日本ありがとう運動促進協議会代表 教育学博士 勝俣 暎史（よしか）氏

●入場料 無料

●申込方法 市内各小中学校に申し込んでください。

●主催 大田原市教育会、大田原市教育委員会、大田原市PTA連絡協議会

「ありがとう」の一言から人間関係は変わります！

保護者の皆さまの参加をお待ちしております。

●問い合わせ

学校教育課学校教育係
TEL(98)7113

税

軽自動車税減免のお知らせ

身体が不自由であったり、心身の発達や精神に障害があったりするため使用される軽自動車については、一定の要件のもとに軽自動車税が減免されます。

●対象となる車両

- ・障害者が所有し、障害者本人が運転する車
- ・障害者または障害者と生計を一にする方もしくは常時介護をする方が所有し、生計を一にする方もしくは常時介護をする方が運転する車(車いす移動車)や公益のため

※構造が身障者の利用に供するため

に直接専用する車も減免の対象になります。

●減免の対象となる障害の範囲

- ・身体障害者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
- ・戦傷病者手帳の交付を受けていて、一定の要件に該当する方
- ・療育手帳の交付を受けていて、障害の範囲が「A」「A1」「A2」の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級の方

※該当要件や詳細はお問い合わせください。(市ホームページにも載せてあります。)

●申請に必要なもの

- ・手帳(身体障害者手帳・療育手帳など)
- ・運転する方の運転免許証
- ・軽自動車税納税通知書
- ・印鑑

●申請する期間

軽自動車税納税通知書が届いてから(5月11日(金)発送、軽自動車税納期限(5月31日(木))までに申請してください。

●その他

- ・申請期間を過ぎると、減免を受けることができません。
- ・減免の対象は、普通自動車等を含めて1人1台です。
- ・普通自動車については、大田原県税事務所(TEL23-4172)にお問い合わせください。

●申請窓口・問い合わせ

軽自動車税納税通知書
TEL(98)7113

TEL(23)8785
湯津上支所総合窓口課

TEL(98)2111
黒羽支所総合窓口課

TEL(54)1114

**自動車税の納期限は
5月31日(木)まで**

自動車税の納期限は5月31日(木)までです。忘れずに納期限までに納めましょう。

●納付方法

お手元の納税通知書でお近くの金融機関・コンビニで納めてください。

●問い合わせ

大田原県税事務所
大田原市中央1-1-9
TEL(23)4171

酒類販売管理協力員募集

関東信越国税局では、スーパー、コンビニエンスストア、酒販店などへの買い物の機会を利用して、お酒売場の未成年者飲酒防止のための表示状況などを確認し、税務署に連絡していただく「酒類販売管理協力員」を募集しています。

※応募方法、募集期間、委嘱期間など詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

http://www.nta.go.jp

●問い合わせ

宇都宮税務署酒類指導官
TEL028(621)2249